

令和9年分 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書



所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名）		（フリガナ） あなたの氏名	あなたの生年月日	明・大・昭 平・令	年 月 日
	給与の支払者の法人（個人）番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。		あなたの個人番号		
	給与の支払者の所在地（住所）		あなたの住所 又は居所	（郵便番号 - ）		

A 主たる給与の見積額等	主たる給与の支払者の名称（氏名）	左の給与の支払者から受ける令和9年中の給与の収入金額の見積額 ①	①の給与に対する給与所得控除後の金額 ②	①の給与から控除される社会保険料等の見積額 ③	あなたが控除を受けられる配偶者（特別）控除額、扶養控除額、特定親族特別控除額、基礎控除額及び障害者控除額等の合計額 ④	③+④ ⑤	この申告書を提出することができる人は、2か所以上から給与の支払を受ける人で⑤の金額が②の金額よりも多い人です。
		円	円	円	円	円	

B この申告書の提出先の給与から控除を受ける	区分等	（フリガナ）氏名	個人番号		令和9年中の所得の見積額	非居住者である親族 (該当する場合は○印を付けてください。)	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和9年中に異動があった場合に記載してください。)
	源泉控除対象配偶者		あなたとの続柄	生年月日				
源泉控除対象親族 (16歳以上) (平24.1.1以前生)	1			明・大昭・平	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者	<input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	
	2			明・大昭・平	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者	<input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	
	3			明・大昭・平	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者	<input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	
	4			明・大昭・平	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者	<input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	
	5			明・大昭・平	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者	<input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	

C 他の給与から控除を受ける	区分等	（フリガナ）氏名	個人番号		令和9年中の所得の見積額	住所又は居所	他の給与の支払者の名称（氏名）
	源泉控除対象配偶者		あなたとの続柄	生年月日			
源泉控除対象親族 (16歳以上) (平24.1.1以前生)	1			明・大昭・平	円		
	2			明・大昭・平	円		
	3			明・大昭・平	円		

◎「主たる給与」とは、給与所得者の扶養控除等申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」をお読みください。

申告についてのご注意

- この申告書は、令和9年の従たる給与から扶養控除等を受けようとする場合に、従たる給与の支払者に提出してください。
- この申告書に記載すべき事項が令和8年においてその従たる給与の支払者を經由して提出した申告書に記載した事項から異動がない場合には、その記載すべき事項に代えて「異動がない」旨を記載した申告書（以下「簡易な申告書」といいます。）を提出することができます。簡易な申告書についての詳細は、国税庁ホームページに掲載している「簡易な扶養控除等申告書に関するFAQ（源泉所得税関係）」をご確認ください。
- この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に補正してください。
- 主たる給与についての源泉控除対象配偶者又は源泉控除対象親族として申告した人を、従たる給与の方へ変更するときは、主たる給与の支払者にも必ず異動申告書を提出してください。

（注）1 この申告書に記載した源泉控除対象配偶者又は源泉控除対象親族を、令和9年中に主たる給与の方へ変更することはできません。

2 夫婦の双方がお互いに源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできません。

また、親族の双方がお互いに特定親族に係る控除の適用を受けることや、特定親族に係る控除の適用を受けている親族を特定親族として控除の適用を受けることはできません。

- この申告書を簡易な申告書として提出する場合には、「あなたの氏名」、「あなたの住所又は居所」及び「あなたの個人番号」欄を記載し、前年に提出した申告書に記載した事項から異動がない旨を余白等に記載してください。
- 「あなたの個人番号」、「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者又は源泉控除対象親族のマイナンバー（個人番号）を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合がありますので、従たる給与の支払者に確認してください。
- 「給与の支払者の法人（個人）番号」欄には、この申告書を受理した従たる給与の支払者が、従たる給与の支払者の法人番号又はマイナンバー（個人番号）を記載してください。
- この申告書の提出先の給与から控除を受ける源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けてください。
また、この申告書の提出先の給与から控除を受ける源泉控除対象親族が非居住者である場合には、次のとおり、「非居住者である親族」欄の該当する項目にチェックを付けてください。
(1) その親族の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合…「16歳以上30歳未満又は70歳以上」
(2) その親族の年齢が30歳以上70歳未満で、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和9年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人」である場合…「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当する項目（2以上の項目に該当する場合はいずれか1つ）

（注）「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない人をいいます。

なお、その非居住者である親族について、扶養控除等の適用を受けるために必要な添付書類等の手続の詳細は、国税庁ホームページに掲載している「非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ」をご確認ください。

非居住者である親族について
扶養控除等の適用を受ける方へ



- 「A 主たる給与の見積額等」欄の「②」の給与所得控除後の金額は、「①」の給与の収入金額の見積額について、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」により求めた給与所得控除後の給与等の金額を記載してください。
（注） 所得金額調整控除の額は控除せず記載してください。
- 「A 主たる給与の見積額等」欄の「④」の金額は、次の控除額によって計算してください。

区分		控除額	
基礎控除額	あなたの所得の見積額が	489万円以下	104万円
		489万円超 655万円以下	67万円
		655万円超 2,350万円以下	62万円
		2,350万円超 2,400万円以下	48万円
		2,400万円超 2,450万円以下	32万円
		2,450万円超 2,500万円以下	16万円
配偶者（特別）控除額	源泉控除対象配偶者 老人控除対象配偶者 ^{（注）}		38万円
			48万円
扶養控除額	一般の控除対象扶養親族 特定扶養親族 老人扶養親族 同居老親等以外の老人 扶養親族 同居老親等	1人につき	38万円
		1人につき	63万円
		1人につき	48万円
		1人につき	58万円
特定親族特別控除額	親族の所得の見積額が	62万円超 85万円以下	63万円
		85万円超 90万円以下	61万円
		90万円超 95万円以下	51万円
		95万円超 100万円以下	41万円
障害者控除額	一般の障害者 特別障害者 同居特別障害者	1人につき	27万円
		1人につき	40万円
		1人につき	75万円
寡婦控除額			27万円
ひとり親控除額			38万円
勤労学生控除額			27万円

（注）配偶者が、源泉控除対象配偶者であり、かつ老人控除対象配偶者に該当する場合には限られます。